

新座市民総合体育館LED化ESCO事業
提案募集要項

令和3年10月25日

新座市教育委員会教育総務部生涯学習スポーツ課

新座市民総合体育館LED化ESCO事業
提案募集要項・目次

| | |
|-------------------------|---|
| 1 募集の主旨 | 1 |
| 2 事業概要 | 1 |
| (1) 事業の名称 | |
| (2) 契約方式 | |
| (3) 事業方式 | |
| (4) 事業内容 | |
| (5) 事業場所 | |
| (6) 業務の範囲 | |
| (7) 事業費 | |
| 3 応募条件 | 2 |
| (1) 応募者 | |
| (2) 応募者の役割 | |
| (3) 応募者の資格 | |
| (4) 応募者の制限 | |
| (5) 応募に関する留意事項 | |
| 4 スケジュール | 6 |
| (1) 日程 | |
| (2) 参加表明書及び□確認書類の提出 | |
| (3) 質問及び回答 | |
| (4) 現場ウォークスルー調査 | |
| (5) 参加辞退 | |
| 5 ESCO提案書の提出書類及び提案書作成要領 | 9 |
| (1) ESCO提案時の提出書類 | |
| (2) 作成要領 | |

| | |
|----------------------------|----|
| 6 提示条件 | 11 |
| (1) 業務遂行 | |
| (2) 事業資金計画等 | |
| (3) 設計、施工、維持管理等 | |
| (4) ベースライン及び削減保証額の設定 | |
| (5) ESCOサービス料の支払い等 | |
| (6) その他 | |
| 7 配布資料 | 14 |
| 8 ESCO事業者選定及び契約 | 15 |
| (1) ESCO事業者選定の流れ | |
| (2) 詳細協議 | |
| (3) 事業者の選定及び契約 | |
| (4) 失格 | |
| 9 事業の実施に関する事項 | 16 |
| (1) 誠実な業務遂行義務 | |
| (2) ESCO事業により不要となる既存設備について | |
| (3) 契約期間中の市と事業者の関わり | |
| (4) 市と電気事業者との契約について | |
| (5) 関係法令等の遵守について | |
| (6) 市と事業者との責任分担 | |
| 10 契約に関する事項 | 17 |
| (1) 契約の手順 | |
| (2) 契約の概要 | |
| (3) 一括再委託の禁止 | |
| 11 事務局 | 17 |
| 表 予想されるリスクと責任分担 | 18 |

1 募集の趣旨

新座市(以下「市」という。)では、新座市民総合体育館にESCO(Energy Service Company)事業を導入し、省エネルギー化の推進による温室効果ガス排出量の効果的な削減を図るため、当該施設の照明器具をLED照明器具に改修する事業を計画している。

今回の募集では、民間事業者から優れたノウハウを活かした設計、施工、事業資金計画、運転管理方針及び維持管理等に関する一括提案(以下「ESCO提案」という。)を公募し、最も優れていると考えられる提案を選定する。

最も優れている提案を行った事業者(以下「優先交渉権者」という。)は、市との間でシェアード・セイビングス契約(以下「契約」という。)の締結に向けて詳細協議を行い、合意に至った場合には、契約事業者(以下「事業者」という。)として契約を締結し、本事業を実施する。

なお、本提案募集要項の内容は、最終契約の一部となる。

2 事業概要

(1) 事業の名称

新座市民総合体育館照明LED化ESCO事業

(2) 契約方式

シェアード・セイビングス契約(民間資金活用型)

(3) 事業方式

BOT(Build Operate Transfer)方式

(4) 事業内容

事業者は、契約に基づき、次のとおりESCOサービスを提供すること。

ア 事業者は、優れたノウハウを活かし、自らの資金でLED照明器具等(以下「ESCO設備」という。)を設置する。

イ 事業者は、契約期間内において、自らの責任でESCO設備の維持管理を行う。

ウ 事業者は、既存のLED照明器具についても、自らの責任で維持管理を行う。

エ 事業者は、適切な計測・検証手法を導入し、市の利益並びに電気使用量及び電気料金の削減を保証する。

(5) 事業場所

新座市民総合体育館(新座市本多二丁目1番20号)

(6) 業務の範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

ア ESCO設備への改修に関する設計、施工、施工監理及びその関連業務

イ 工事に関連する全ての手続業務及びその関連業務

ウ 契約期間内におけるESCO設備及び既存のLED照明器具の運転及び維持管理業務

エ 契約期間内における電気使用量及び温室効果ガス排出量の計測並びに削減効果の検証業務

オ 契約期間内における電気使用量及び電気料金の削減保証業務

カ 契約期間終了後のESCO設備の所有権移転業務

キ 契約期間終了後における瑕疵担保

(7) 事業費

市が支払うことができるESCOサービス料の上限額は、市において債務負担行為の承認が得られた額以内とする。

3 応募条件

(1) 応募者

ア 応募者は、ESCO事業を行う能力を有する単独企業又はグループ(複数の企業の共同)とする。

イ グループで応募する場合、事業役割を担い、契約者となる代表者を1者選定するとともに、参加表明時には、グループの構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。

ウ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続及び契約等に係る諸手続を行う。

エ ESCO提案提出後において、事業運営を目的とした特定子会社等を設立することも可能とする。ただし、設立条件などに関し、市と協議した上で合意を得ること。

(2) 応募者の役割

ア 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担すること。

(ア) 事業役割

市との対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の全て責任を負う。

(イ) 設計・監理役割

設計に関する業務及び監理に関する業務の全てを実施する。

(ウ) 建設役割

建設に関する業務の全てを実施する。

(エ) 維持管理役割

ESCO設備の維持管理業務、本事業に取り込んだ点検業務等の全てを実施する。

イ 事業役割を担う企業、設計・監理役割を担う企業、建設役割を担う企業及び維持管理役割を担う企業が異なる場合には、適正な契約を締結し、市に報告すること。

ウ 事業役割を担う企業が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する合意書を市に提出すること。なお、その合意書には、事業役割の構成企業全社が、市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むものとする。

また、事業役割の構成員のうち1者を代表者として、市との対応窓口とし、契約等諸手続を行うものとする。

(3) 応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たすこと。

ア 本募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。

イ 電気使用量及び電気料金の削減を提案でき、かつ、契約締結時に定める削減目標が達成できない場合には、保証措置を講じること(以下「省エネルギー保証」という。)ができる者であること。

ウ ESCO設備改修後の温室効果ガス排出量及び電力使用量の削減量を計測・検証することができる者であること。

エ 事業役割を担う事業者は、省エネルギー保証を伴う施設型ESCO事業の実績(体育館における実績があることが望ましい。)があり、経営等の状況が良好であること。なお、事業役割を担う企業が複数の企業で構成される場合は、少なくとも代表者が本要件を満たすこと。

オ 建設役割を担う構成員は、ESCO提案の内容にある工事を行うに当たって必要な資格者が所属する者であること。なお、建設役割を担う事業者は、適切に施工するため、該当する工事の種類に監理技術者又は主任技術者を配置すること。

カ 事業役割を担う応募者は、事業運営・維持管理を円滑に行うための拠点(本社・支社・営業所等)を埼玉県内又は近傍に有すこと。

(4) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者となることはできない。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- イ 本募集を開始した日からESCO提案書提出日までの期間に、国、埼玉県及び新座市において、指名停止の措置を受けている者
- ウ 本募集を開始した日からESCO提案書提出日までの期間に、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の措置を受けている者
- エ 本募集を開始した日からESCO提案書提出日までの期間に、新座市の契約に係る入札参加停止等の措置要領(平成21年4月9日市長決裁)による入札参加資格停止措置又は新座市の契約に係る暴力団排除措置要領(平成21年6月1日市長決裁に)に基づく入札参加除外措置を受けている者
- オ 商法(明治32年法律第48号)第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者
- カ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者。ただし、再生計画認可又は更生計画認可の決定がされている者は除く。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者
- ク キに該当する者の依頼を受けて参加しようとする者
- ケ 国税又は地方税を滞納している者
- コ 応募資格申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(5) 応募に関する留意事項

ア 費用負担

応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

イ 提出書類の取扱い及び著作権

- (7) 提出書類は、原則として返却しない。また、市は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用することはない。
- (1) 提出書類の著作権は、契約締結時において、市に帰属するものとする。

ウ 特許権

ESCO提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果により生じる責任は、応募者が負うものとする。

エ 市からの提供資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

オ 応募者の複数提案の禁止

応募者は、複数のESCO提案を行うことはできない。

カ 複数の応募者の構成員となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

キ 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合で、市と協議を行い、市がこれを認めたときは、この限りでない。

ク 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

ケ 虚偽の記載の禁止

参加表明書又はESCO提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又はESCO提案書を無効とする。

コ 契約解除条件

(7) 本事業は、契約解除条件付きの募集であり、市において債務負担行為の議決が得られなかった場合には、市は提案を募集したことに留まり、事業化はされない。なお、この場合、現場ウォークスルー調査やESCO提案書の作成等、応募者がESCO提案に要した一切の費用については、応募者の負担とする。

(4) 契約を締結した翌年度以降において、ESCOサービス料の支払いに係る予算の減額又は削除があった場合には、本事業に係る契約を解除する。なお、契約の解除により、市が事業者に損害を与えた場合には、市はその損害を賠償することとし、この場合の賠償額は、市と事業者が協議して定めるものとする。

サ 情報公開

提出書類は、新座市情報公開条例(平成13年新座市条例第4号)に基づく開示の対象となる。

シ 市内業者の活用

応募者は、ESCO設備の調達、工事等においては、可能な限り市内業者を活用するよう努めること。

4 スケジュール

(1) 日程

本事業は、次の日程(予定)で行う。

| | |
|---------------------|-----------------------------|
| ア 告示及び募集要項の公開 | 令和3年10月25日 |
| イ 参加表明書及び資格確認書類の受付 | 令和3年10月25日～同年11月2日 |
| ウ 募集要項等に関する質問の受付 | 参加表明書及び資格確認書類の提出後～令和3年11月5日 |
| エ 募集要項等に関する質問に対する回答 | 令和3年11月12日 |
| オ 現地ウォークスルー調査 | 令和3年11月15日～同月30日のいずれか1日 |
| カ ESCO提案書の受付 | 令和3年12月1日～令和3年12月15日 |
| キ 優先交渉権者等の選定 | 令和3年12月16日～同月28日 |
| ク 選定結果の公表及び通知発送 | 令和4年1月7日 |
| ケ 契約締結 | 令和4年4月1日 |
| コ 工事期間 | 令和4年4月1日～令和4年4月30日 |
| サ ESCOサービス提供開始 | 令和4年6月1日 |

(2) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び必要書類を持参又は郵送にて事務局まで提出すること。なお、郵送の場合には、書留郵便にて提出すること。

ア 受付期間

令和3年10月25日から同年11月2日正午まで

イ 提出書類

次の提出書類に表紙及び資料符号((ア)、(イ)、(ウ)…))を記したインデックスを付し、正本1部、副本1部をそれぞれ提出すること。なお、参加表明書、グループ構成表、特定子会社等の構成計画書はグループとして1通提出すること。ただし、応募者が市の入札参加資格登録業者である場合には、(カ)から(ケ)までの提出は不要とする。

(ア) 参加表明書(様式第1号(代表者のみ))

(イ) グループ構成表(様式第2号(グループで参加の場合のみ))

(ウ) 構成員間の契約書又は覚書等(グループで参加の場合のみ)

(エ) 特定子会社等の構成計画書(特定子会社設立予定の場合のみ)

(オ) 履行保証書(様式第3号(事業役割を担う応募者に親会社等がある場合のみ))

- (カ) 印鑑証明書(受付日前3か月以内に発行された正本)
- (キ) 商業登記簿謄本(受付日前3か月以内に発行されたもの(写し可))
- (ク) 納税証明書(最新決算年度のもの(写し可))
- (ケ) 財務諸表(最新決算年度のもの(写し可))
- (コ) 会社概要(営業所一覧を含む。)
- (カ) 有資格技術職員内訳表(様式第4号)
- (シ) 各資格者免許証の写し(各代表1名分(表面及び裏面))
- (ス) 総括責任者・主任技術者表(様式第5号)
- (セ) 建設役割会社における監理技術者資格者証の写し(表面及び裏面)
- (ソ) 企業状況表(様式第6号)
- (タ) ESCO関連事業実績一覧表(様式第7号)

ウ 提出書類作成要領

(ア) グループ構成表

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担(事業役割、設計・監理役割、建設役割、維持管理役割)を明確にすること。

(イ) 特定子会社等の構成計画書

ESCO提案書提出後において、事業運営を目的とした特定子会社等の設立を予定する場合は、その資本金、役員(予定)、出資者、定款を明らかにする特定子会社の構成計画書を提出すること。

(ウ) 履行保証書

事業役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社(親会社等)がある場合は、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出すること。

(エ) 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税、消費税及び地方税の納税証明書を1通ずつ綴じたものとする。なお、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

(オ) 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、減価償却明細表、利益処分(損失処理)計算書等の財務諸表を綴じたものとし、貸借対照表及び損益計算書については、企業単体の他、連結決算分も提出すること。

また、応募者の構成員各社は、上記の他に、有価証券報告書(報告書を作成していない場合は、税務申告書)の写しを併せて提出すること(本ESCO事

業について「(ウ) 履行保証書」を提出する場合は、履行保証に係る関係会社の財務諸表も添付すること。)

(カ) 会社概要

企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等(設立年、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数等)の項目を網羅したものとする。なお、上記の内容を全て含んだ通常各社で印刷しているパンフレット等による代用も認める(本ESCO事業について、「(ウ) 履行保証書」を提出する場合は、履行保証に係る関係会社の会社概要も添付すること。)

(キ) 監理技術者免許証

建設役割会社における監理技術者資格者証(表・裏)の写しを提出すること。

(ク) ESCO関連事業実績一覧表

様式に従い、以下の項目を網羅した事業実績表を作成すること。

- ・ 事業件の欄は、契約書上の正確な名称を記載すること。
- ・ 受注形態の欄は、単独又はグループの別を記入すること。
- ・ 施設の用途の欄は、オフィス、工場、学校等の用途を記入すること。

(3) 質問及び回答

本募集要項に関する質問及び回答については、次のとおりとする。

ア 質問方法

事務局に、持参、郵送又は電子メールにより質問書(様式第8号)を提出すること。

イ 受付期間

参加表明書及び資格確認書類の提出後から令和3年11月5日午後5時までとする。

ウ 質問に係る留意事項

(ア) 質問は、1問につき質問書1枚を使用し、複数の質問がある場合に

は、質問書をコピーして提出すること。なお、電話及び口頭による質問は受け付けない。

(イ) 電子メールの送信時には、その鑑文又はタイトルを「(質問)新座市民総合体育館照明LED化ESCO事業」とすること。

(ウ) 質問書が未着の場合の責任は、応募者に属するものとするので、必ず事務局に到着を確認すること。

(エ) 選定方法に関する質問は受け付けない。

エ 回答方法

回答は全応募者に書面で配布し、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は、本募集要項と一体のものとして、同等の効力を持つものとする。

(4) 現場ウォークスルー調査

令和3年11月15日から同月30日までの期間(日曜日及び土曜日は除く。)において、応募者と協議の上、決定した日時において実施する。なお、参加者数によっては、1企業(グループ)からの参加者数の調整を行う場合がある。

また、調査は業務に支障のない範囲で行い、入室できない場所がある可能性がある。

(5) 参加辞退

参加表明をした者が以降の選定を辞退する場合は、参加辞退届(様式第9号)を1部、市に提出すること。

5 ESCO提案書の提出書類及び提案書作成要領

(1) ESCO提案時の提出書類

以下の提出書類を正本1部、副本1部提出すること。

| 提出書類 | 様式 |
|-------------|------------|
| 提案提出書 | 様式第10号 |
| ESCO事業資金計画書 | 様式第11号の1～6 |
| ESCO技術提案書 | 様式第12号の1～7 |

(2) 作成要領

ア 一般的事項

(ア) 使用言語は、日本語とする。

(イ) 通貨は、日本国通貨とする。

(ウ) 単位は計量法に定めるものとする。

(エ) 提案提出書を除く全ての様式について、正本1部にのみ、応募者の住所、事業者名、氏名等の表示を付すこととし、副本にはこれらは付さないこと。

また、ロゴマークの使用を含めて、応募者名(構成員を含む。)等が分かる表記は避けること。

(オ) 用紙の大きさは、原則A4版(改修提案照明器具一覧(様式第12号の7)はA3版)とすること。ただし、図表等については、A3版をA4サイズに折り込むことも可とする。

イ ESCO事業資金計画書(様式第11号の1)

(ア) 直接工事費(様式第11号の2~4)

「6(5)ウ(ア) 元金相当費用」に示すものを積算し、作成すること。

また、金利及び応募者の経費も明示して計上すること。なお、当書式の作成に当たっては、国土交通省官房官庁営繕部が制定した最新版の公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)に準拠すること。

(イ) 費用等積算表(元金相当額一覧)(様式第11号の5)

「6(5)ウ(ア) 元金相当費用」に示す元金相当費用の積算と、その積算根拠を示したものを提出すること。

(ロ) ESCO事業収支計画表(様式第11号の6)

契約期間内の償還表を作成すること。

ウ ESCO技術提案書(様式第12号の1~7)

(ア) ESCO設備の導入による維持管理に係る人件費や点検費の削減効果は、電気料金の削減効果として含めないこと。

(イ) 契約期間中も施設管理が引き続き支障なく実施できるよう配慮すること。

(ロ) ESCO提案書を補強できるカタログ、パンフレットその他の資料については、提案者の判断で、必要最小限のものに限り追加すること。

(エ) 直管形LED照明の仕様等については、その適合状況を直管形LEDランプ仕様報告書(様式第12号の3)に記載すること。

(オ) 改修提案対象範囲は市民総合体育館設置状況調査結果一覧(資料1)に基づき、改修提案を行う照明を改修提案照明器具一覧(様式第12号の7)に記載すること。なお、応募者において、市民総合体育館設置状況調査結果一覧に記載のない照明器具について改修の提案をしても差し支えないが、その旨を改修提案照明器具一覧に記載すること。

また、市民総合体育館設置状況調査結果一覧に記載がある照明器具について、改修の対象としない照明器具がある場合には、その旨についても、同様式に記載すること。

(カ) 本募集要項配布時点からの更なる間引きを行う提案はしないこと。

(キ) 契約期間中は、球切れや故障があった場合も保証すること。

また、球切れに対応するため、予備のLED照明器具を準備しておくこと。

6 提示条件

応募者は、以下に提示する条件に基づき、ESCO事業提案を作成すること。

(1) 業務の遂行

ア 令和4年5月31日までに、試運転及び調整を含む改修工事等を完成させ、同年6月1日からESCOサービスを提供することを予定すること。

イ 「2(6) 業務の範囲」に示す業務を確実に遂行すること。

(2) 事業資金計画等

事業者は、提案するESCOサービスに要する費用の全額を負担し、市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条に基づき債務負担行為を設定し、本事業に必要なESCOサービス料を契約期間にわたり、毎年度四半期ごとに均等に支払う。

(3) 設計、施工、維持管理等

ア 設計、施工

(7) 照明器具の現状については、市民総合体育館設置状況調査結果一覧(資料1)及び照明器具姿図・配置図(資料2)を参考に現場ウォークスルー調査にて確認し、各室の器具ごとに計画すること。なお、現場ウォークスルー調査の結果、市民総合体育館設置状況調査結果一覧等の資料と数量、規格等が異なる場合は、調査の結果を優先する。

(1) 各室の平均照度等は、契約期間を通じ、JIS規格、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 建築設備設計基準(最新版)等の関係基準による他、既存の状態(ESCO設備改修前)以上の照度等を確保すること。なお、演色評価、照度分布状況等は、室用途に応じた適切な状態を確保すること。

(2) 導入するLED照明器具については、日本工業規格品で現地に使用できる規格・仕様の日本国内電気メーカー製品とし、照明性能、省エネルギー性、耐久性、景観、維持管理等を考慮すること。なお、改修に当たっては、照明器具本体交換を基本とするが、照明性能、耐久性、安全性、経済性、器具本体との適合等メリットが明確である場合には、ランプのみの交換(取付、点灯に必要な部品を含む。)としても差し支えない。

(3) 照明器具の間引きをしている場所についても、LED照明器具を設置し、点灯ができるよう改修すること。

(4) 現地の調査及び工事については、現地の運営・業務に支障のないよう配慮した計画を作成し、実施すること。

(5) 劣化しているソケットについては、事業者負担で交換すること。

- (キ) 施工のために天井や壁の改修等が必要な場合は、事業者負担で行うこと。
- (ク) 事業者が改修した照明器具にはシールを貼付する等により、区別できるようにすること。
- (ケ) 撤去した設備・資材等は、事業者負担で適切に運搬・廃棄すること。

イ 維持管理等

- (ア) 契約期間中、事業者は、ESCO設備及び既存照明器具並びにその配線器具(当該器具の既存スイッチまでを含み、ランプの交換を行った器具については、ランプソケット等照明器具としての機能に必要な部分も対象とする。)の維持管理を行うこと。ただし、既存照明器具及びその配線の劣化に伴う補修等については、受注者と本市の協議により対処方法を決定する。
 - (イ) 球切れ、故障、異常又はこれらが疑われる場合は速やかに調査し、修繕、補修、交換等により現状復旧すること((ウ)の年次点検によって発覚した場合を含む。)
 - (ウ) 契約期間中の年次点検として、令和4年度から毎年度1回、次の項目の測定、確認等を実施し、その結果を書面で市に報告すること。なお、この報告の結果が計画と比較し、不十分であるときは、速やかに改修、補修等の計画を提出し、これを実施して状況を改善すること。
 - ・ ESCO設備の状況(固定状況、球切れ、故障、異常等の有無)
 - ・ 温室効果ガス排出量及び電気使用量の計測・検証
- (エ) ESCO設備に係る保険については、事業者の負担で加入すること。

ただし、加入する種類及び内容については、市と協議の上で定めるものとする。

ウ 計測・検証

- (ア) ESCO提案により示した実削減額(令和4年度以降、各年度で実現した電気料金及び維持管理費用の削減額をいう。以下同じ。)が確実に守られていることを証明するため、適切な計測・検証手法を市に提示し承諾を受け、契約期間中、ESCO設備の計測・検証を行うこと。
 - (イ) 計測・検証結果は、毎年度、随時市に報告すること。
 - (ウ) 計測・検証の報告に疑義があると市が判断した場合、市は、第三者に依頼して計測・検証を行うことができる。この結果が事業者によるものと著しく乖離するときは、市は、事業者に対し、その費用を要求することができる。この際、事業者は新たな計測・検証手法を市に提示した上で、市と協議を行い、合意する必要がある。

(4) ベースライン及び削減保証額の設定

ア ベースラインの設定

応募者は、市から提供される平成29年度から令和元年度までの3年間の電気料金計算書(資料3)、維持管理費実績一覧(資料4)及び施設別点灯時間集計表(資料5)を基に、当該施設に設置する照明器具(非常灯、誘導灯等を含む。)を全灯点灯した場合の年間電気料金に、同じく既存照明器具の各灯具及び安定器の寿命から算定した交換費用や修繕等に係る費用を加えた金額から算出した金額(以下「ベースライン」という。)を設定すること。

イ 削減予定額及び削減保証額の設定

(7) 応募者は、技術提案の内容から計算方法を明示した上で、ESCO設備導入後の電気料金削減額及び維持管理費削減額の合計額(以下「削減予定額」という。)を算出すること。

なお、削減予定額は、当該施設に設置する照明器具(非常灯、誘導灯等を含む。)を全灯点灯することを前提とし算出すること。

(1) 応募者は、削減予定額の範囲内で、これを最低限保証する削減保証額を示すこと。この場合、削減保証額は、必ずESCOサービス料と同額以上の額となるよう設定しなければならない。

ウ ベースライン及び削減保証額の調整方法

事業者の申出により、電気料金及び維持管理費用の増加がベースライン変動要因(施設の利用状況の変化、電気料金単価の著しい変動、運転管理方法の著しい変更等のベースラインの見直しに係る要件をいう。)に該当すると市が判断した場合は、ベースラインを調整するとともに、市と協議の上、削減保証額を見直すことができる。

(5) ESCOサービス料の支払等

ア 支払期間

支払期間は、応募者の提案する契約期間とする。ただし、最長で10年間とする。

イ 支払方法

(7) 支払期間の各年度の四半期ごとによる均等払いとし、支払時期については、市と事業者の協議によるものとする。なお、各年度の支払上限額は、債務負担行為が認められた金額を契約期間で按分した額とする。

(1) 事業者は、適正にESCOサービス料を算定し、市に請求する。

(7) 市は、当該各年度において、電気料金及び維持管理費用の削減効果があることを確認した上で、事業者の請求に基づき、ESCOサービス料を支払う。

(エ) 実削減額が削減保証額を下回る場合における当該年度分のESCOサービス料は、削減保証額から実削減額を減じた額が減額されるものとする。

また、実削減額が市の保証利益(削減保証額からESCOサービス料を減じた額をいう。)を下回る場合における当該年度分のESCOサービス料は、支払われないこととする。なお、この場合に生じるESCOサービス料の差額については、当該年度の翌年度に精算することとする(事業者の申出を受け、ベースラインの見直しに係る要件に該当することを市が妥当と判断した場合を除く。)

(オ) 支払いは、市の通常の方法による。

ウ ESCOサービス料の総支払額

ESCOサービス料の総支払額は、次に示す額の合計とする。

(ア) 元金相当費用

- ・ ESCO設備の導入及びその関連業務に係る費用
- ・ ESCO設備及び既存のLED照明器具の維持管理及び運転管理に係る費用
- ・ 計測・検証に係る費用
- ・ 契約に係る経費(印紙代は事業者負担とすること。)
- ・ 租税(税種別に示すこと。)
- ・ その他ESCO事業に伴う経費(必要な調査費用等)

(イ) 金利(利率は、応募者の提案による固定金利で、商取引上妥当なものとする。)

(ロ) 事業者の利益(額は、応募者の提案によるものとする。)

エ ESCOサービス料の譲渡等の禁止

ESCOサービス料に係る債権は、譲渡又は担保にすることができない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りでない。

(6) その他

この要項に定めるもののほか、ESCO提案の募集等の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

7 配布資料

- (1) 市民総合体育館設置状況調査結果一覧
- (2) 照明器具姿図・配置図
- (3) 電気料金計算書

- (4) 維持管理費用実績一覧
- (5) 施設別点灯時間集計表

8 ESCO事業者選定及び契約

(1) ESCO事業者選定の流れ

ア 応募者

応募者は、「3 応募条件」の規定を満たす者とする。なお、文書によるESCO提案書の提出要請は行わず、参加表明書及び必要書類を事務局に提出し、受理された時点で提出要請がなされたものとする。

イ 最優秀提案及び優秀提案の選定

応募者から提出されたESCO提案書を「事業資金計画」、「技術提案」、「維持管理」、「計測・検証手法」等について総合的に審査し、最優秀提案1件及び優秀提案数件をそれぞれ選定する。なお、詳細については、「新座市民総合体育館照明LED化ESCO事業提案審査要領」にて配布する。

また、選定過程において、提出されたESCO提案書の内容について応募者にヒアリングの機会を求めることがある（ヒアリングを実施する場合、その詳細については、別途通知する。）。

ウ 選定結果の通知

(7) 審査の結果は、原則文書で通知するものとし、電話等による問合せには応じない。

(1) 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

(2) 詳細協議

最優秀提案をした応募者は優先交渉権者となり、契約締結までの諸条件について、市との詳細協議を進めるものとする。なお、詳細協議は、優先交渉権者が行った提案の範囲内で行われるものとする。

(3) 事業者の選定及び契約

市は、優先交渉権者との詳細協議が整った場合には、ESCO契約を締結する。なお、協議が整わない場合には、市は、優秀提案を行った数者の範囲内において、次順位の者を優先交渉権者とし詳細協議を行うことがある。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提出期限内に提出書類が提出されなかった場合

- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 本要項に違反すると認められる場合
- オ 他の応募者と提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- カ ESCO契約期間において、ESCO事業者の利益総額が赤字となり、ESCO事業が成立しない提案をした場合

9 事業の実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

事業者は、募集要項、配布資料、契約書等に基づき、誠実に業務を遂行すること。

(2) ESCO事業により不要となる既存施設について

既存設備等で本事業により不要となるものについては、適正に処理すること。

(3) 契約期間中の市と事業者との関わり

ESCO事業は、事業者の責任により遂行される。また、市は契約に定める方法により、事業実施状況について確認を行う。

(4) 市と電気事業者との契約について

市は、契約期間中に電気事業者の変更や契約種別の変更を行う場合がある。

(5) 関係法令等の遵守について

本事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。

(6) 市と事業者との責任分担

ア 基本的考え方

ESCO提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者のみが負担すること。ただし、災害や各施設の運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰することができない合理的な理由がある場合は、事業者が合理的な根拠を示した申し出を行うことにより、別途協議を行うこととする。

イ 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、原則として、19、20ページの表によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で、ESCO提案を行うこと。なお、事業者が責任を負うべき事項で、市が責任を負うべき合理的な理由があるものや現段階で分担が決定されていないものについては、別途協議を行うこととする。

ウ 税制リスクに対する考え方

(ア) 消費税

消費税に関するリスクは市が負担することとする。

(1) 消費税以外の税又は新設の税

消費税以外の税又は新設の税の場合、当該新税がサービスを楽しむものが支払うべき税である場合には市が負担し、事業を行うものが支払うべき税である場合には事業者が負担することとする。これに該当しない場合は、市及び事業者が協議し負担することとする。

10 契約に関する事項

(1) 契約の手順

市は、優先交渉権者と詳細協議を行い、合意に至った場合、契約締結のための協議と手続を行う。

(2) 契約の概要

募集要項、ESCO提案書等に基づき、市が設定する予定価格の範囲内で随意契約を締結するものであり、事業者が遂行すべき設計・監理、省エネルギー改修工事及び運転・維持管理に関する業務内容や削減保証額、ESCOサービス料の支払方法等を定める。

また、市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記する。

(3) 一括再委託の禁止

事業者は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

11 事務局

本ESCO提案募集に係る事務局は、次のとおりとする。

担当窓口：新座市教育委員会教育総務部生涯学習スポーツ課

(新座市役所第二庁舎3階)

住 所：埼玉県新座市野火止一丁目1番1号

電 話：048-424-9617

F A X：048-458-0791

E-Mail:suposin@city.niiza.lg.jp

表 予想されるリスクと責任分担

| | リスクの種類 | リスク内容 | 負担者 | | |
|-------------------|----------------------|---|-----|-----|---|
| | | | 市 | 事業者 | |
| 共通 | 募集要項の誤り | 募集要項に記載された重大な誤りによるもの | ○ | | |
| | 提案書の誤り | ESCO提案書で提示された重大な誤りによるもの | | ○ | |
| | 第三者賠償 | 調査・建設・維持管理における騒音、振動等によるもの | | ○ | |
| | 安全性の確保 | 設計・建設・維持管理における安全性の確保 | | ○ | |
| | 環境の保全 | 設計・建設・維持管理における環境の保全 | | ○ | |
| | 制度の変更 | 消費税の変更にに関するもの | | ○ | |
| | | 消費税以外の税又は新設の税に関するもの | | 協議 | |
| | 事業の中止・延期 | 市の指示によるもの | | ○ | |
| | | 周辺住民等の反対によるもの | | 協議 | |
| | | 必要な許認可等の取得遅延によるもの | | | ○ |
| 市の過失によるもの | | | ○ | | |
| 事業者の事業放棄、破綻等によるもの | | | | ○ | |
| 計画・設計段階 | 不可抗力 | 天災等による設計変更・中止・延期 | | 協議 | |
| | 物価 | 急激なインフレーション・デフレーション(設計費に対して影響のあるもののみを対象とする。)によるもの | | 協議 | |
| | 設計変更 | 市の提示条件、指示及び判断の不備によるもの | | ○ | |
| | | 事業者の指示及び判断の不備によるもの | | | ○ |
| | 応募コスト | 応募コストの負担に関するもの | | | ○ |
| | 資金調達 | 必要な資金の確保に関するもの | | | ○ |
| 建設段階 | 不可抗力 | 天災等による設計変更・中止・延期 | | 協議 | |
| | 物価 | 急激なインフレーション・デフレーション(工事費に対して影響のあるもののみを対象とする。)によるもの | | 協議 | |
| | 設計変更 | 市の指示及び判断の不備によるもの | | ○ | |
| | | 事業者の指示及び判断の不備によるもの | | | ○ |
| | 工事遅延・未完工 | 市の過失によるもの | | ○ | |
| | | 事業者の過失によるもの | | | ○ |
| | 工事費増大 | 市の指示及び承諾によるもの | | ○ | |
| | | 事業者の指示及び判断によるもの | | | ○ |
| | 性能 | 仕様不適合(施工不良を含む。) | | | ○ |
| 一時的損害 | 引渡し前に工事目的物等に関して生じた損害 | | | ○ | |

| | リスクの種類 | リスク内容 | 負担者 | |
|--------------|-----------------|--|-----|-----|
| | | | 市 | 事業者 |
| 支払関連 | 支払遅延等 | 市の過失によるもの | ○ | |
| | | ベースライン、削減保証額等の見直しによるもの | | ○ |
| | | 計測・検証報告の遅延によるもの | | ○ |
| | | ペナルティーの支払の遅延等によるもの | | ○ |
| | 金利 | 市中金利の変動 | | ○ |
| | 瑕疵担保 | 隠れた瑕疵の担保責任 | | ○ |
| 維持管理段階 | 計画変更 | 施設の用途変更、市の過失による事業内容の変更によるもの | ○ | |
| | 維持管理費の上昇 | 上記以外の要因による維持管理費の増大 | | ○ |
| | 立入許可 | 施設への立入許可が下りない場合の業務未執行 | ○ | |
| | 設備の損傷 | 市の過失又は市の設備に起因するESCO設備への損傷 | ○ | |
| | | その他の原因によるESCO設備の損傷 | | ○ |
| | 施設損傷 | 事業者の故意・過失又はESCO設備に起因する市の施設の損傷 | | ○ |
| | | 上記以外の事故・火災等による市施設の損傷 | 協議 | |
| 不可抗力 | 天災等によるESCO設備の損傷 | 協議 | | |
| 計測・検証 | 機器の不良 | ESCO設備が所定の性能を達成しない場合 | | ○ |
| | 計測・検証 | 計測・検証の虚偽報告 | | ○ |
| | | 計測・検証に必要な市からの情報提供の遅延・不能によるもの | ○ | |
| | 電気料金単価 | 電気料金単価の著しい変動 | 協議 | |
| | ベースライン調整 | 市の施設及び機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更 | 協議 | |
| 上記以外の変動要因の場合 | | 協議 | | |
| 保証関連 | 性能 | 仕様不適合(施工不良を含む。) | | ○ |
| | | 仕様不適合による施設・設備への損害及び市施設運営・業務への障害 | | ○ |
| 引渡後 | 瑕疵担保 | 引渡後(契約期間満了後)1年とする。ただし、事業者の故意又は重大な過失により生じたものについては、10年からESCOサービス期間を除いた年数とする。 | | ○ |
| その他 | | 本リスク分担表に定めていない事項 | 協議 | |